

● 防災・防犯情報

無くそう、やめよう、不法就労

外国人を雇用するときには

仕事の内容が、在留資格の範囲内の活動であるのかや、在留期限が過ぎているかなどについて確認しましょう。

アルバイトとして雇用するときも、資格外活動許可や就労時間等に注意しましょう。

雇用すれば、その氏名や在留資格などをハローワークに届けてください。

問合せ

平野来日外国人問題連絡協議会・平野警察署 ☎6794-1234

住宅防火のワンポイントレッスン

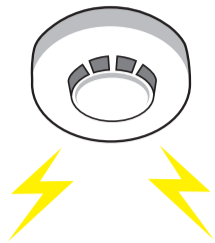
住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は**寝室**と**台所**に設置が必要です。また、その他条件によって**階段**や**廊下**にも必要となります。

日頃のお手入れと作動確認

住宅用火災警報器設置義務化から10年が経過しました。お宅の住宅用火災警報器は電池切れや機器の故障などで作動しなくなっていますか？

今一度、維持管理に努めましょう!!



正常なら次のように鳴ります

ピーピーピー※ 火事です ※この警報音は代表例です

ボタンを押しても(ひもを引いても)作動しないときは、次のことが考えられます

- ◇電池がきちんとセットされているか確認しましょう
- ◇それでも鳴らない場合は取扱説明書を確認しましょう
- ◇また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をしましょう

ちょっとしたことで防火につながるがあります

- ・住宅用消火器を置く
 - ・身の回りを整理整頓する
 - ・カーテンやじゅうたんなどの布類を防災製品にする
- 皆さん、住宅防火にご協力をお願いします

問合せ 平野消防署 ☎6790-0119

● まちづくり情報

こどもの安全を守る「登下校時見守り」活動

平野区内の各地域活動協議会では、こどもの安全を守るために通学の時間帯だけでなく、こどもが日常生活を過ごす時間帯でも、通学路をはじめとした公園等のこどもが活動する場所でボランティアが見守り活動をされています。

また、この他に「見守り」活動としてご自身の空いている時間を利用した防犯活動を「犬の散歩をしながら、買い物に行きながら」等、自分の時間に合わせた、『ながら防犯活動』を実施され、負担なくこどもたちの安全を見守っていただいております。

こどもの安全を守るため、地域住民の皆さんの地域活動協議会活動へのご協力をお願いします。

問合せ まちづくり推進室(まちづくり協働)⑳番窓口 ☎4302-9734



6月区民ギャラリー 展示案内(区役所1階)

6月1日(木)～6月14日(水)

写真(半切り)

【いちょうフォトクラブ】

6月15日(木)～6月28日(水)

プラモデル・フィギュア 各種

【喜連西小学校生涯学習ルーム】

問合せ 平野区民ホール(平野南1-2-7) ☎6790-4000

● 暮らしの情報

平成29年度の国民健康保険料について

平成29年度(平成29年4月から平成30年3月)国民健康保険料の決定通知書をお住まいの区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。所得の状況等で、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

平成29年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

平成29年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料(世帯あたり)	32,896円	11,421円	10,264円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×20,583円	被保険者数×7,147円	介護保険第2号被保険者数×8,678円
所得割保険料	被保険者(介護保険第2号被保険者)ごとに平成28年中総所得金額-33万円		
	8.18%	2.83%	2.82%
最高限度額	54万円	19万円	16万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がおられる世帯のみにかかります

問合せ 窓口サービス課(保険年金)⑰番窓口 ☎4302-9956

「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」

大阪市では、犯罪被害者やその家族・遺族が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになっていただくため、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談をお受けして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援施策のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。

犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

時間 9:00～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

場所 大阪市役所 4階市民局人権企画課(北区中之島1-3-20)

問合せ 市民局人権企画課 ☎6208-7619 FAX6202-7073

介護保険利用者負担限度額認定等について

介護保険を利用して、介護保険施設などへの入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証、及び社会福祉法人などによる利用者負担軽減の認定書の有効期限は7月31日(月)です。更新を希望される方は、6月30日(金)までに申請を行ってください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)⑳番窓口 ☎4302-9859

平成29年度 個人市・府民税の納税通知書を送付します

平成29年度の個人市・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します。なお、会社等にお勤めの方(給与所得者)には、勤務先を通じて税額決定通知書をお送りし、毎月の給与から個人市・府民税が差し引き(特別徴収)されます。

第1期納期限 6月30日(金)

問合せ あべの市税事務所(個人市民税担当) ☎4396-2953

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

☎6210-9518(6/14(水)～16(金)10:00～18:00)

✉:rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp(相談受付6月中)

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室

法務・税務・労務関係相談会

無料

関西大学校友会平野支部所属の弁護士・税理士・行政書士・社会保険労務士による無料相談会。お一人30分までです。

日時 6月5日、7月3日(月) 17:30～ ※原則毎月第1月曜日に開催

場所 コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58)

申込み 平野区民センターや区役所などにある申込書に必要事項を記入しFaxまたは来館

問合せ コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58) ☎6704-1200 FAX6704-1421